

平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 2 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年11月24日(金)

開会 午後1時34分

閉会 午後3時10分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 古 木 光 義
牧 野 征 夫 小 林 章 子
大 澤 祥 一

署名委員 古 木 光 義

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 大澤 祥一

教育部長 吉岡 正生

総務課長 渡邊 博

学務課長 島田 文直

指導課長 樋口 豊隆

指導主事 浅野 正道

学校給食課長 佐島 彰

生涯学習課長 府中 義則

体育課長 田中 博

公民館長 宿澤 正則

図書館長 藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

案 件

1 議案

(1) 議案第 1 8 号 立川市立学校副校長の人事について (秘密会)

2 協議

(1) 立川市運動場条例の一部を改正する条例案について

3 報告

(1) 自殺予告に対する対応について

(2) 立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例について

(3) 立川市立小・中学校管理職の人事について (秘密会)

(4) 平成 1 9 年度食教育指導年間実施計画 (案) について

(5) 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳の結果について

(6) 事業後援について (2 件)

4 その他

平成18年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年11月24日
教育委員会会議室

1 議案

(1) 議案第18号 立川市立学校副校長の人事について(秘密会)

2 協議

(1) 立川市運動場条例の一部を改正する条例案について

3 報告

(1) 自殺予告に対する対応について

(2) 立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例について

(3) 立川市立小・中学校管理職の人事について(秘密会)

(4) 平成19年度食教育指導年間実施計画(案)について

(5) 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳の結果について

(6) 事業後援について(2件)

4 その他

開会の辞

藤本委員長 だいぶ冬らしくなってきましたが、皆さん、風邪も広がっているようでございます。お元気でお会いできて大変結構でございます。

ただいまから、平成18年第22回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

お手元の日程をご覧ください。1、2、3、4とございますが、1の議案で秘密会が1つございます。それから3番の報告にいきまして、(3)にもう1つ秘密会がございます。

ということで、この2つをまとめて、最初に休憩をとって秘密会をやってしまいたいと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 はい。

それでは、署名委員を古木委員にお願いします。

古木委員 はい。

藤本委員長 それでは、暫時、休憩いたしますので、よろしくをお願いします。

午後 1時35分

午後 2時16分再開

藤本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

協 議

(1) 立川市運動場条例の一部を改正する条例案について

藤本委員長 ただいまの秘密会の2件が終了いたしましたので、2番の協議から入ります。

(1) 立川市運動場条例の一部を改正する条例案について、体育課長、お願いします。

田中体育課長 それでは、お手元にごさいます立川市運動場条例の一部を改正する条例(案)という形ですが、立川市運動場条例(平成13年立川市条例第12号)の一部を次のように改正する。別表1「自治大学校庭球場」及び「自治大学校多目的運動広場」の項中「立川市緑町3591番地」を「立川市緑町10番地の1」に改める、ということです。

これにあたりまして、改廃の理由なのですが、立川都市計画事業立川基地跡地関連地区土地地区画整理事業に伴い、運動施設が所在する総務省、自治大学校の住所を変更する必要が生じたということでございます。骨子としましては、都市整備部の都市計画課が施行中の立川都市計画事業立川基地跡地関連地区の土地地区画整理事業において、本年12月に土地地区画整理法103条第4項の規定に基づく換地処分の公告がなされるという見通しであります。これに伴って自治大学校の位置を決定するということになっております。

説明は以上です。そういうことでご報告申し上げます。12月の議会に報告する予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、参考までに新旧対照表がついていますので、これを見ていただくとありがたいかと思えます。自治大学校庭球場、立川市緑町10番地の1という形に変えていくということです。旧のほうは立川市緑町3591番地という形になっています。これが地番が変わるということでございます。

すみません。私今、報告と言いましたが、協議していただきたいというように思います。以上です。よろしく願いします。

藤本委員長 協議議題として今説明いただいたような内容でございます。何かご質問、ご意見ございますか。古木委員。

古木委員 協議ではございますけれども、特に異議なく、承認していただきたい。法律に従って起こってきた地番の変更でございますので、換地による変更でございますので、私は皆さんに承認していただきたいと思えます。

藤本委員長 というお話でございますが、私もそう思いますが、区画整理事業でございますから、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 そのように承認しますので、これで議会のほうにお願いいたします。

報 告

(1) 自殺予告に対する対応について

藤本委員長 つぎへまいります。つぎは3番の報告でございます。

(1) 自殺予告に対する対応について、教育部長、お願いします。

吉岡教育部長 それでは、今般騒がれております自殺予告に対する対応ということでご報告をさせていただきます。

前回の21回の教育委員会におきまして、若干の対応についてはご報告をさせていただきましたので、今回につきましては、それに伴う11日、12日の対応について報告をさせていただきます。

まず11日の対応でございますが、学校におきましては、管理職、校長、副校長、主幹、また校長の判断によって職員の出勤を8時15分から、朝から通常の勤務時間をお願いをいたしました。この内容につきましては、11日につきましては学校開放が7校ありましたので、そうでない学校につきましては、適宜巡回を行っていただきたいという形の中で指導させていただきました。また、土曜日、日曜日ということでありまして、これは通常、勤務をお願いしておりますシルバー人材センター、学校警備の方でございますが、通常は2時間ごとの学校巡回でございますが、前日に打合せを行いましていろいろお願いした結果、1時間ごとに学校警備のほうも巡回していただけるということ。土曜日、日曜日ということでありまして、学校開放、校庭開放、体育館開放がございますので、その辺のところの管理委員と共同して回っていただけるというようなことで対応させていただきました。

また教育委員会としましては、管理職、指導主事、これらに動員をかけまして、11日につきましては中学校単位、それを基準にいたしまして午前、午後それぞれ管理職に顔を出してもらうようにしました。その結果、学校開放しているところにつきましては、非常に出入が激しいものですから逆に気を使う部分があったと思います。また、そうではない学校につきましては、校長の話によりまして、「扉を開けて、何もなければいいという気持ちで巡回をしていた」というように聞いております。また、あわせまして当日につきましては、指導主事のほうに夜遅くまで残っていただいたという対応もあります。あわせまして、できるところにつきましては、豊島区でもありましたけれども、1階部分の点灯、消灯するというような形もとらせていただきました。

また、翌日につきましては、12日につきましても体制としては同じような体制を組ませていただきましたが、教育委員会としても同じ体制を組み、午前または午後、学校のほうを巡回していただき、異常の有無を確認し、対応を終えたところでございます。

これは学校教育関係の対応でございますが、両日とも、地区の青少健、これについては子ども家庭部のほうから対応をお願いいたしました。文案等につきましてはうちのほうで作成

をし、手配は子ども家庭部のほうにお願いをしました。また各PTA、単組、これにつきましては学校からPTAのほうに、「こういうことの啓発がありますのでご注意いただきたい」という形の中で文書をもって啓発をさせていただきました。またあわせまして、シルバー人材センター、あいあいパトロール、常に子どもたちがお世話になっているそれぞれの班長さん、ヘッドのところへ連絡をさせていただき、「こういうようなことでご承知おきかと思いますが」ということでご協力をお願いしたということでございます。

これらをまとめて、教育委員会としての対応、学校での対応、地域の対応ということで、全議員さんにこのような対応、「緊急対応を取り組みます」ということで事前に全議員にファックスで送らせていただいているという状況でございます。

なお、今回のこの件につきましては、まだ終わっているという状況ではございませんので、まだまだ対応については気を抜くことなくして対応しております。ちなみに、月曜日までに文科省にきているのは全部で35通でしょうか、このようなことがきているというように聞いております。

また、あわせまして立川市としては、これらということではありませんけれども、いじめ防止旬間、これを実施しております。各学校の取り組みがまだまだ指定をしておりませんので、旬間ですから、学校で対応できるところということで、これらをきょう24日までにとりまとめて報告をいただくようになっておりますので、これらについて真の声がみられるような報告、その辺のところをまとめて、次回の教育委員会に間に合えば報告をさせていただこうかなというように考えております。

この対応につきましては、教育委員会、学校も非常に快く、快くと言いますか自分たちの子どもですから、対応していただきまして、我々も何が起こるかわからないというような状況がありましたけれども、「おかげさまで」と言っているのかわかりませんが、立川市としては起きなかったということ。しかしながら、これに関連しての匿名の電話または全く匿名のチラシ、こういったことは事実として浮かんでおりますので、気をゆるめることなく、やはり学校のほうにも早期発見、早期対応という形の中でアンテナを張っていただきたい、または家庭のほうにもアンテナを張っていただきたいということで、これはすっばくなるほど言っておりますので、まだまだこれは継続して、集中して対応していくという体制をとっております。

以上でございます。

藤本委員長 教育委員会を中心に、学校だけではなくて、学校関係の皆さんにも応援いただいて全市を挙げての対応、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

いま部長が締めくくってくださったように、これで終りということではありませんで、これからずっと続くことではございますが、気を許すことなく高配賜りたいというように思います。

部長の報告について、ほかの皆様にはいろいろご協力いただいたのでございますが、何かこういうことというのはありませんか。指導主事、何かありませんか。いいですか。

はい、小林委員。

小林委員 関連してですけれども、この日にちょっと某中学に行きましたらPTAの方もいらっしゃるっていて、PTAとして保護者向けに、「自分の子どもの状況をよく見て、気をつけてください」というようなお手紙を出していらっしゃるいましたので、行政のほうももちろん、保護者のほうも一致団結して対応できたのではないかなというような気がいたしました。

藤本委員長 小林委員にもご協力いただいたようでございます。ありがとうございました。

報 告

(2) 立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例について

藤本委員長 それではつぎへまいります。報告(2)立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例について、学務課長、お願いします。

島田学務課長 立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

まずこの改正理由であります。国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成18年法律第12号)の施行に伴いまして、通勤の範囲の改定する必要が生じまして、それに関連する立川市の条例を改正するものであります。

要旨は、通勤の範囲の改定等のため、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行による地方公務員災害補償法の一部改正が行われました結果、複数就業者の就業の場所から通勤場所への移動が通勤の範囲に加えられたことに伴い、条例で定める学校医等の補償制度についても法で定める補償制度と均衡を図るため、所定の規定の整備を図ったところであります。

施行日は公布の日からとし、平成18年4月1日から適用することといたしました。

なお、この条例改正につきましては、本来、立川市教育委員会に諮り、承認を得て議会への条例改正の提案を行うべきところでありますが、この校医等の補償条例と全く同一内容で非常勤職員の補償条例の改正の必要がありまして、11月21日の例規審査会に提出するというこの関係から、今回、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条の本文の規定によりまして、教育長専決とさせていただきます。このため、同規則第3条2項の、教育長は前項の規定により処理した事項については次の会議において委員会に報告し、承認を求めなければならないという規定に基づきまして、専決した内容を報告し、報告事項として承認を得ようとするものでございます。

以上です。

藤本委員長 ご報告のとおりでございますが、何かご質問、ご意見ございますか。牧野委員。

牧野委員 これは当然国賠の関係が出てきますし、それは当然だと思っておりますが、その前に、薬剤師、校医以前の、非常勤特別職というのは我々も入っているということになりますね。

そうなりますね。我々もいまの住居と通勤場所という部分の中に。

島田学務課長 この条例ではありませんけれども。

牧野委員 もちろん別の条例でもあって、もちろん国賠で補償されていますから、それはそのまま生きているということになるのですね。確認だけです。

島田学務課長 はい。

藤本委員長 それではこの件、よろしくをお願いします。

報 告

(4)平成19年度食教育指導年間実施計画(案)について

藤本委員長 つぎの報告へ入ります。(4)平成19年度食教育指導年間実施計画(案)について、学校給食課長。

佐島学校給食課長 学校給食課から、平成19年度食教育指導年間実施計画(案)について、ご報告いたします。

学校給食課では、食教育事業を重要事業として位置づけており、平成17年度から食教育事業推進検討委員会において、食教育の支援、指導の実施状況や実施経過についての検証などを行っており、ここで平成19年度の年間実施計画(案)の作成を行いましたのでご報告をさせていただきます。

ページ数が入ってございませんけれども、1ページ目をお開きいただきたいと思います。これは食教育指導年間実施計画(案)一覧というところがございますけれども、これは1年生から6年生までの食教育指導年間実施計画(案)の一覧表でございます。「生」と書いてありますのは生活科、「道」は道徳、「学」は学級活動、「理」は理科、「総」は総合的な学習の時間、「社」は社会科、「家」は家庭科などの教科で、食に関する様々なことを学習しております。

つぎのページをお開きいただきたいと思います。教科社会科というところになりますけれども、社会科に関しましては2ページに渡りますけれども、4年生は「健康なくらしとまちづくり」、「健康なくらしを守る」。5年生は「食料生産を支える人々」、そういう内容について細かく記載をさせていただいております。6年生に関しても「大昔の人々の暮らし」、重複している部分もございますけれども、内容について、それぞれ教科について説明をさせていただいているところがございます。

今言いましたように、内容について若干重複しておりますので、今後検討会で整理をさせていただくところがございますけれども、それぞれ学校給食課が直接関わるものといましては、家庭科、学級活動、給食指導のときに栄養士などが関わり、ティームティーチング、TTとして支援指導をすることになります。

この報告は立川市の小学校20校で実施されておりますものを協議し、作りましたものです。学校として使いやすく活用しやすいもの、こんなものがあるという素材を提供し、各学校で試行実施していただくものとして作成いたしました。

当初、平成19年度から本格実施として予定しておりましたが、準備不足のため、来年度も

試行実施をすることとしております。以上でございます。

藤本委員長 1つ伺いますが、これは案となっておりますが、報告をいただいて、この案との関係はどういうようになりますか、学校給食課長。

佐島学校給食課長 中間報告ということで報告をさせていただきますので、一応案という形をこのまま継続させていただきたいと思います。

藤本委員長 ということでございますが、皆さん、質問、ご意見いただければ。教育長。

大澤教育長 補足させていただきます。これは中間報告でまだ今後も検討するのだという含みでもって案をそのままつけていただくのですが、これはあくまで学校給食課が作っている案でございますので、今後これを教育課程の中に盛り込んで実際の指導に生かすのだということになると、当然指導課のほうもここに入った形で作らなければいけませんので、成案の段階では学校給食課と連名で指導課という名前が入ろうかと思えます。今後ともそういうことでもって学校給食課と指導課と詰めて、で成案にしていきたいというように考えています。

藤本委員長 もう一度確認しますが、これは学校給食課独自の案ということで、今の話のとおりでよろしいですね。学校給食課長。

佐島学校給食課長 学校給食課の案ということでなく、検討推進委員会の案というご理解をお願いいたします。

藤本委員長 ということでございますので、皆さんそれを承知の上で。

学校給食課長、伺いますが、この年間実施計画(案)提出は学校給食課でなくて、学校給食検討委員会ということでございますか。

佐島学校給食課長 大変申し訳ございません。学校給食課という形で出しましたけれども、やはり食教育検討推進委員会という名称でお出しするのが正しいものでした。

藤本委員長 暫時、休憩します。

午後 2時37分休憩

午後 2時45分再開

藤本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

藤本委員長 いろいろご意見が出ていましたが、学校給食課長。

佐島学校給食課長 今、様々ご指摘をいただきまして、今後内容を精査いたしまして、また指導課と連携をいたしまして、案の取れたものをお示しさせていただきたいと思えます。

藤本委員長 ありがとうございます。そういう趣旨でご提案いただいておりますが、いまご覧になった時点で、「こういうことはどうでしょう」というようなことがあれば、それは付け加えて主管課である学校給食課のほうに、どうぞいろいろご指示、ご指導いただければと、このように思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。

報 告

(5) 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳の結果について

藤本委員長 (5) 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳の結果について、学校給食課長。
佐島学校給食課長 学校給食課から、中学校ミルク給食で発生した異味牛乳の結果について、ご報告いたします。

前回の定例会で経過についてはご報告いたしましたが、その後の状況、市の対応策等についてご報告いたします。まず、ミルク給食の再開以後についてでございますけれども、11月1日の多摩立川保健所の検査を待ち、教育委員会では安全が確認できたと判断し、11月6日から再開をいたしました。小学校で児童から「牛乳の味がおかしい」との、過敏になっているような事例がございました。学校の対応では異常がないとのことで、現在順調に給食業務を実施しております。

今回のことへの反省点、対応策等についてでございますが、学校給食課の対応策等でございますが、保健所と東京都の関係機関と連携を図り、学校現場との調節を実施し、また事業者への指示を行い、原因究明を図りました。ただし、連絡等が遅くなったことへの反省がございます。

また、不安解消のためと安全に配慮し、翌26日から11月2日まで、牛乳の飲用の停止をしたことについては、多摩立川保健所の検査の結果を待つことなどから、必要であったことと考えます。

学校からの連絡内容が不備、第一報の報告時に体調不良者が発生していましたが報告をされなかったことや、違和感のあった牛乳の保存など、校長会等で事件が発生した場合の対応についての説明を改めて行いました。今後、食中毒等が発生した場合の危機管理個別対応マニュアルの遵守、危機意識の向上を図っていきたいと思います。

今回のことから、関係機関、関係者への連絡、通知等を迅速に実施し、保護者などへの不安解消を図ることが大変重要であり、今後も遺漏なきように努めてまいります。学校への遵守を徹底し、安全管理マニュアルに従い業務が実施されているかの安全管理に今後も努めてまいります。

多摩立川保健所からの指摘事項に対しましては重く受け止め、関係者に周知を図っていくことといたします。

また、製造業者につきましては、今後も調査を継続するとともに、出荷時の風味検査回数等のチェックの強化及び管理強化を行ったとの報告をいただいております。

今回のことを反省、検証し、今後も学校給食の安全性の確保をしてまいります。以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。大きな事故につながらなくてよかったというように思っております。これは、給食のサンプルは何時間か保管することになっているのですね、学校給食課長。

佐島学校給食課長 確か2週間でございます。

藤本委員長 もう1つ、牛乳は全校同じでございますね、学校給食課長。

佐島学校給食課長 小中、全部同じ会社でございます。

藤本委員長 牛乳が配られた場合に、昔流で言うと毒味するみたいな、試飲するような機関はどこにあるのでしょうか。学校給食課長。

佐島学校給食課長 一応、検食という形で学校長等をお願いしておりますので。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 検食は毎食検食ではないと思います。江戸時代の、將軍に持っていくような、ああいうものではないと思いますので、たぶん検食は例えば1ヵ月とか、その中の一部の期間の中で検食をやったように思うのですが、その辺のところは確認していただきたいのが1つ。

もう1つは、この間もちょっとお話を伺いましたら、OKだという話をたぶん聞いたと思うのですが、危機管理マニュアルというのは当然作ってあると思いますけれども、もう一度再確認して、作ってあればあるで結構ですので、なかったら、大変ですので作っていただくというような、その辺の2点、確認してください。今すぐでなくてもいいです。

藤本委員長 これは抜き取り検査だと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

はい、学校給食課長。

佐島学校給食課長 補足させていただきますけれども、検食につきましては、先ほど言いました学校長と、あと学校給食課の職員も児童生徒と同じものを食べまして、毎日検食をしております。

もう1点の危機管理個別対応マニュアルの件でございますけれども、食中毒が発生した場合のという形で危機管理個別対応マニュアルを作成しております。

藤本委員長 ありがとうございます。はい、小林委員。

小林委員 いま検食という話が出ましたけれども、子どもと一緒に食べているということですか。事前にちゃんと。

佐島学校給食課長 事前にということであります。

小林委員 はい、わかりました。

藤本委員長 いいですか。

〔「はい」との声あり〕

報 告

(6) 事業後援について(2件)

藤本委員長 報告(6) 事業後援について、2件ございます。生涯学習課長、お願いします。

府中生涯学習課長 事業後援につきまして、2件ご報告させていただきます。

お手元の資料でご説明させていただきます。この2件とも16年度または17年度に同様の事業として承認をした事業でございます。したがって、この2件とも事業後援を承認したということでご報告をさせていただきます。

1 件目は立川市地域文化振興財団、「たちかわ狂言の会」。

2 件目も同様に立川市地域文化振興財団、「立川市民オペラ公演 2 0 0 7」でございます。

両方とも有料の事業でございます。申請書につきましては添付してございます。何かご質問がありましたらよろしく申し上げます。

なお、この 2 件につきましては、11 月 16 日に開催しました社会教育委員の会議においても同様の報告をさせていただいております。以上です。

藤本委員長 特にご質問ございませんね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。

その他

藤本委員長 4 番、その他に入ります。

総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 それではその他といたしまして、立川市教育委員会定例会議事録の公開方法の変更についてご報告をさせていただきます。

12 月 1 日より、立川市ホームページへ教育委員会定例会議事録をすべて公開することとしたいと思っております。これはあくまでも 12 月 1 日以降ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょう、お手元に追加資料としてお渡ししてある資料、これが立川市のホームページを開けていただくとこのページがパソコン内に出てまいります。そこでこのピンクのマーカーが入っていると思ひますが、「2006.11.22 広報たちかわ 11 月 25 日号を掲載」というこの代わりに、ここへ教育委員会会議録を公開いたしましたというような文言が載りまして、そこをクリックしていただくと 2 ページ目の資料になります。この市政を知ろうというところの「情報・会議公開」というところが出てきまして、立川市教育委員会ということで、今回は平成 18 年第 1 回の会議録から現在 12 月 1 日の時点では 14 回の会議録、7 月 27 日開催分までの会議録を掲載をしていくということでございます。

今後、順次 15 回、16 回ということで、なるべく早くこちらとしては作業をして載せていく予定であります。

藤本委員長 このことについて何かございますか。教育長。

大澤教育長 このホームページの発言者というのは、各委員も名前が載っているのですね。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 すべて議事録は個人の委員のお名前も載った正式な会議録、議事録になります。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 ということは、私たちが見直して確認しているものと全く同じものが P D F ファイルで見られるということですね。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 そのとおりです。それから、先ほど申した委員のお名前とかというのは、委員の皆様は紙ベースで議事録をお渡ししていると思いますが、それと全く同じものを今回載せるという、そういうことでございます。

藤本委員長 ということは、今までこの議事録の整理をするのにかなり時間がかかって、急がれてずいぶん煽られるわけですが、早く出すというのも情報公開の意味では必要なことです。しかし今度は、言葉がはっきりしないと、迷ったりなどして聞いたりなどするような時間が今までも非常にかかっておりますので、発言を制限するわけではありませんが、発言するときは、そういうものだという認識のうえでお話いただければと、このように思います。お願いでございます。

はい、小林委員。

小林委員 大変結構なことだと思うのですが、ホームページに公開になった経過というのを教えていただけますか。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 この経過といいますと、もちろんこちらの総務課としましては、こういう立川市のホームページがあるわけですから、ここには本来は以前から載せておくべきというようには考えておりましたが、なかなかその辺、こちらとしても作業量の問題がありまして、ここまでなってしまったと。

経緯といたしましては、9月議会で、文教委員会で、文教委員の方から、「やはりこういう教育委員会という公式の会議の議事録は、立川市のホームページにも早急に載せるべきである」というご意見をいただきまして、総務課として、教育委員会として整備を図ったということでございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 お願いがあるのですけれども、我々は文章表現をきちんとした表現で喋っていないときが多々あるのですね。そうしたときに、読まれる人は重なった言葉など「何だろうな」ということが出てくると思いますが、その辺の整理というのはどこまでできるのか。やはりこれをお知らせするということは我々責任を持って喋っているわけですから当然やるべきだと思いますけれども、その辺のところで見づらかったり、読みづらかったりという部分が出るのではないかと。そういうときの整理をどこでやるのか、ちょっと教えていただければなお市民の人は読みやすくなるだろうなと思っておりますので。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 先ほど申したとおり、あくまでもこれは紙ベースで今まで委員の皆様に出していたものがそのままホームページに載るということですので、この紙ベースのものについては、こちらの教育委員会事務局ですべて読みまして、いま牧野委員がおっしゃったように、多少ダブっているものとか表現的なところは、議事録としてテープ起こしといたしますか、や

っておるときに精査は極力するようにする。そしてしたものを委員さんの中にもう一度お見せしまして、確認をしていただきまして、署名をして出していくということですので、今までも当然やっていただいていると思いますが、是非こちらから叩き台として出していったものはもう一度よくお読みいただいて、精査をしていただいてこちらに戻していただくということを慎重にやっていただくと言いますが、そういう形でやっていただきたいということでございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 校正をしているときにどのくらいの修正をしていいのかすごく悩んで、ただ、言っている内容はもちろん変えてはいけませんし、表現の部分でわかりづらいところは修正してもよろしいということですね。その辺、難しいですね。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 我々も議会答弁がありまして、試行という、私的だとか「し」という言葉を使うわけですけれども、これが試みの試行なのか、それとも私的なものなのか、ただ言葉だけでは表現できないものがあります。そうするとテープ起こしのときに、一応起こしますけれども、「これはどういう表現、意味できているのですか」とありますから、その辺のところ、テープ起こしの中で、こちらとしてもなかなか読み取れないところがある場合は、本人のところへ行きます。それで確認をとらせていただいて、字をちゃんと当て込むという形をとらせていただいておりますので、これまでも会議録の中ではそういうような取り扱いをさせていただいていると思います。

ですから、その辺のところは変わりはありませんが、議事録という紙ベースのときよりも、やはりこういうデジタル化されると、デジタル化ということは、非常に多くの人の目に触れますよという、それが目的ですから、その辺のところが多分にありますので、やはり我々も答弁の中でも相当気を使った答弁をしているつもりですが、中にはなかなかわかりませんが、そのときにならなければ。ですから慎重に我々もチェックと言いますが、「この表現についてはどこをにかけているのですか」とか、気がついたところでは必ず戻して、確認をとるようなことはこれまでも同じようにさせていただいておりますので。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 専門用語的に喋ってしまう場合がありますね。そうしたときに、読まれた方が「意味がわからないよ」ということがあり得ると思うのです。そういうところはいいでしょうか。そういうところが非常に気になるのです。専門用語的にはあまり喋らないようにするつもりだけれども、やはり出てしまうということがありますので、その部分は読み込みができるかどうかという、その辺のところはちょっと疑問なところがありますけれども、米印で外へ出して説明するとかというのがあればいいけれども、それはしないはずですから、その辺難しいなと思うのですね。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 テープ起こしをする方にこういう会議時程みたいな、書いたものはいっているの

でしょうか。難しい名称などは聞いただけではわからない場合、これを見ると確認できると思うのですが、テープ起こしをする方にこれがいつているのか。そうすると、いつているとなるとその辺は丁寧に見なくてもこちらのほう、いいかなという気もするのですが、どうなのでしょう。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 先に牧野委員のご質問からお答えいたします。専門用語であっても、それはそのまま議事録に載ります。それと、もちろん先ほど部長が申したとおり、議会でも、例えば建設部の答弁ですと専門用語が大変出てきます。ですが、それはそれとしてそのまま議事録に載りますので、それは特に問題はないと思います。

つぎの小林委員のご質問なのですが、資料等につきましては、テープ起こしする委託の会社にすべて送っております。

藤本委員長 古木委員はいいですね。

古木委員 発言を数多くしたほうがいいのか。私は自分の人生経験の中で、やはり会議というのはなるべく短い時間で終わるとというのが主義で、それで自分の職業団体の議長とかやってみましたが、こちらに一昨年暮からまいりまして、やはり発言の多い方と少ない方とあるということで、その辺で議事録がそっくり市民に公開、今までも会議は公開なのですが、議事録がホームページで公開されるということになりますと、そうするそれは、私は短い時間でも濃いものがこの会議で進められているという形でホームページに載れば一番いいと思いますけれども、そうもいかないと思うのですね。今までどおりの会議の進行の仕方でもいいのでしょうか。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 それは要するに、インターネット等で見る市民が判断することで、長く話すからいいことを言っているかとは限らないし、要約して要点をきちっと発言するという、このほうが十分市民が理解できるということだと思います。ですから、多い少ない、それからボリュームが多い少ない、それは私は関係ないというように思いますけれどもね。

藤本委員長 発言の型ではなくて、短くてわかりやすければそれが一番いいだろうと思いますが、効率的に、内容が把握できるような発言を是非お願いしたいと思います。それから、私たちが議事録をこうして後を読み返しておりますが、そのときは雰囲気でもってわかっているような話でも、文章にして読むと、「なんだろう」というのがやはり出てきます。そういうところは今後お互いに気を使いながら発言していただければなと、このように希望いたします。

そういうことで、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 以上できょう予定したものは終わりますが、次回は第 23 回になりますが、12 月 14 日を予定していますが、これは議会との関係でその日にできるかどうかわかりません。未定の状態でございます。ということ承知ください。

その次が12月28日ということになりますが、これは年末の押し詰まった状態でございますので、またご相談しなければいけないことが出てくるかもわかりません。ということでよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

閉会の辞

藤本委員長 それでは、本日の第22回教育委員会定例会は以上で終了いたします。ありがとうございました。

午後 3時10分閉会

署名委員

.....

委員長